

閣 副 第 5 1 2 号
令和2年 6月 9日

文部科学省
厚生労働省
農林水産省
経済産業省
国土交通省
環 境 省 担 当 課 宛

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

障害者の本人確認等の簡素化の要請等について（依頼）

平素よりIT総合戦略の推進に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

移動や施設に関する障害者施策の取組については、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」（平成30年法律第100号）において、国等は、諸施策の策定及び実施に当たり、障害者等の「移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性の確保すること」に特に留意しなければならないこととされています。

また、本年4月22日に第77回高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 第8回官民データ活用推進戦略会議 合同会議で決定された「IT新戦略策定に向けた方針について」において、「移動や施設利用の利便性確保のため、障害者の本人確認等の簡素化」が示されたところです。

つきましては、下記の要領で、所管業界団体等（独立行政法人等を含む。）に対し、移動や施設利用の利便性確保のため、障害者の本人確認等の簡素化について要請等を実施していただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1) 所管業界団体等（独立行政法人等を含む）に協力要請する通知のひな形を用意しましたので、ご活用下さい。なお、各省庁の業界や団体等の実態に鑑み、各省庁の判断で適宜修正いただいで結構です。また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。
- 2) 通知の発出先については、各省庁の業界や団体等の実態を踏まえ、各省庁において選

定して下さい。なお、「独立行政法人等」には、各省庁所管の独立行政法人、特殊法人、認可法人、特別の法律により設立される法人、公益法人、財団法人等が含まれます。発出先の選定にあたっては、本取組の趣旨を踏まえて幅広く発出先を検討願います。

- 3) 通知の発出は、R2年6月末日途に実施して下さい。
- 4) 各省庁において実施した通知の発出等については、後日、実施状況の報告依頼をします（詳細は別途連絡いたします）。

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室
向上、佐藤、尼子、平石、中村

電話 : 03-5521-0037（直通）

E-mail : kei.kojo.s8x@cas.go.jp

kazuya.sato.x8y@cas.go.jp

eri.amako.p3c@cas.go.jp

atsushi.hiraishi.k7j@cas.go.jp

yoshihiro.nakamura.u4s@cas.go.jp

ひな形

令和2年6月〇〇日

関係業界団体 〇〇 殿

〇〇省 〇〇課長
(公印省略)

障害者の本人確認等の簡素化の推進について（協力依頼）

施設における障害者割引等については、従来より、各事業者において実施されているところではありますが、利用の際の運用については、多くの事業者において身体障害者手帳等の提示を求めている一方で、近年はスマートフォン等を活用し、利用の度に身体障害者手帳の提示を求めている事業者も出てきているところです。

「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」(平成30年法律第100号)において、国等は、諸施策の策定及び実施に当たり、障害者等の「移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を確保すること」に特に留意しなければならないこととされています。また、本年4月22日に第77回高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 第8回官民データ活用推進戦略会議 合同会議で決定された「IT新戦略策定に向けた方針について」において、「移動や施設利用の利便性確保のため、障害者の本人確認等の簡素化」が示されたところです。

つきましては、障害者の移動及び施設の利用上の利便性を向上する観点から、貴団体内の事業者に対し、スマートフォン等を活用して利用の度に身体障害者手帳の提示を求めている事例（別紙ー1、2参照）を周知するとともに、障害者割引等の際の本人確認等の際には、障害者に過度な負担とならないよう簡素化を推進することについて、理解と協力を求めていますようお願いいたします。

障害者手帳等の提示を利用の都度求めていない例

○航空事業者の例【ANAグループ・JALグループによる会員情報による確認】

大手航空会社 (ANAグループ、JALグループ) においては、次のいずれかの方法で障害者手帳等に係る情報を事前に会員情報に登録すれば、障害者手帳等の提示が会員カードなどによる確認で代替可能。

- ・ 初回搭乗時に障害者手帳等と会員カードを空港手続カウンターに提示し、登録
- ・ 申込書とともに障害者手帳等の写しを郵送し、登録

会員情報への登録により、障害者割引の航空券をインターネットで購入した場合でも、チェックイン時に障害者手帳を提示する必要はなく、直接保安検査場へ行くことも可能。



(読み取り機にタッチして登録情報を確認)

○鉄道・乗合バス事業者の例【スルッと KANSAI 特別割引用 ICカードによる確認】

スルッと KANSAI 協議会に加盟している各交通機関 (ICカード取扱事業者) において利用できる第1種身体障害者の方または第1種知的障害者の方とその介護者の方を対象とした割引料金が適用されるプリペイド式 ICカード。

入手方法は、「申込書 (封筒)」と「手帳確認届」、その他必要書類を準備のうえ株式会社スルッと KANSAI に郵送。

- ・ 申込み及び利用については、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄の区分に「第1種」と記載された身体障害者手帳または療育手帳が必要
- ・ 都度の手帳の提示は不要 (係員が求めた場合は提示が必要) となります。
- ・ 本人用カードと介護者用カードとの一緒の利用が必要 (交通事業者が別途認める場合、本人用カードのみでの利用が可能)
- ・ 全国相互利用サービスは非対応
- ・ ご利用前のチャージ及び年1回の「継続利用確認」の手続きが必要
- ・ 「手帳確認届」及び「継続利用確認」は、本人が手帳を持参のうえ、駅等の窓口で手続き



(スルッと KANSAI 特別割引用 ICカード)

別紙—2

民間企業による障害者手帳アプリのサービスの事例

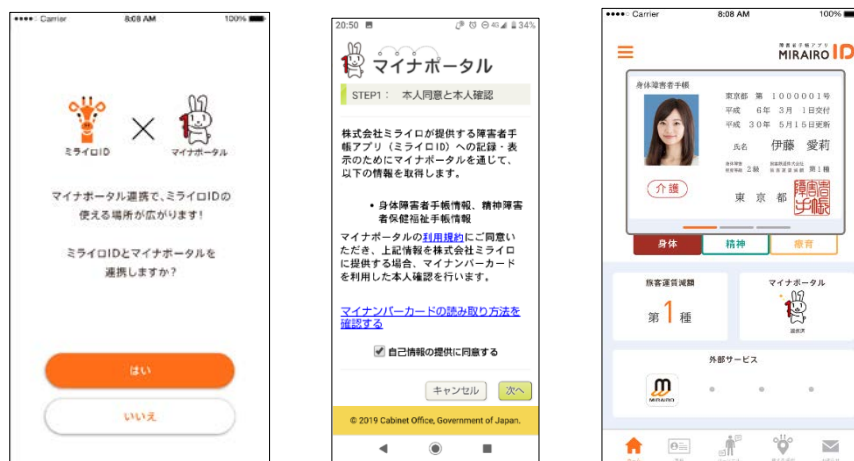
ミライロIDとは、障害者手帳等に記載されている情報をスマートフォン内に取り込み、同情報をスマートフォンの画面に表示させる機能を持つアプリであり、サービスが既に提供されている。また、マイナポータルとの連携が令和2年6月中旬より開始予定。

- ・スマートフォンにアプリケーションをインストールして使用。
- ・約300種類以上の異なるデザイン・フォーマットの障害者手帳を1つのフォーマットに統一して障害者手帳の情報を表示。
- ・障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳に対応。
- ・マイナンバーカードを利用した確実な本人確認の実施及び自己情報取得 API から障害者手帳情報等を取得

【登録の方法】写真で障害者手帳等の情報を取り込み、アプリに登録



【マイナポータルとの連携】マイナンバーカードを利用した本人確認の実施



【利用】利用時はアプリを起動させ、スマートフォン上に障害者手帳情報を表示・提示